

# 回答書

北海道電力株式会社札幌支店様

札幌市中央卸売市場長 高橋 順一

(公示日) 平成28年 4月8日

(調達案件名称) 札幌市中央卸売市場で使用する電力

質問事項	回答
1 契約書（案）第4条について、弊社は契約保証金を免除されるとの認識でよいか。	貴社は、札幌市契約規則第25条第3号に該当することから、契約保証金の全部の納付を免除いたします（別紙資料参照）。
2 契約書（案）第7条2について、弊社が落札した際は弊社約款の「契約超過金」の取扱いでよいか。	貴社約款の「契約超過金」の取扱いで結構です。
3 契約書（案）及び安定供給確約書に記載のある「一般電気事業者」、「特定規模電気事業者」は平成28年4月1日付けで「小売電気事業者」となり、区分けがなくなったため、記載の変更は可能か。	全ての記載を適切に修正させていただきます。
4 契約書（案）第11条の2について、(1)(2)(3)(4)の各料金（端数あり）を合算した後、円未満を切り捨てするとあるが、(1)(2)(3)の各料金（端数あり）を合算した額を円未満切り捨てし、(4)のみを円未満切り捨てした額と合算するという内容に修正可能か。不可であれば、(4)の「電気事業者による」という文言で、弊社の算定方法に基づき(4)のみで円未満切り捨てという解釈でよいか。	(1)(2)(3)の各料金（端数あり）を合算した額を円未満切り捨てし、(4)のみを円未満切り捨てした額と合算するという内容に修正することは可能です。
5 契約書（案）第12条について、原子力発電所の発電停止等、発電状況の著しい変化により、弊社が電気事業法第19条第1項の規定に基づき電気料金単価の値上げを含む電気供給約款の改定について申請し、経済産業大臣より改定についての認可を受けた場合、または弊社が電気事業法に基づき電気料金単価の値下げを含む電気供給約款の改定を行なう場合、以下の取扱いを認めていただけるか確認したい。	契約書（案）の下記の条項に基づく文書による申出を前提として、電力供給約款の改定日からの契約金額の改定に応じます。  (契約単価等の変更) 第12条 この契約を締結した後において、経済事情等の変化等により契約単価が不適当となつたときは、両者協議の上、当該契約単価を変更することができる。 2 前項の協議は、文書をもって、相手側に申し入れるものとする。
○ 弊社電気供給約款の改定と同様の根拠により特定規模需要の基本的な供給条件を規定した電	

<p>力契約標準約款の料金単価を改定する状況において、契約金額の改定を弊社から申し出する場合には、電気供給約款の改定日からの契約金額の改定に応じていただけるか。</p> <p>○ 契約金額の改定に応じていただけない場合、再入札により改定実施日以降の供給者を選択していただけるか。</p> <p>5 契約書（案）第22条2について、弊社電力契約標準約款（特別高圧）（平成28年4月1日実施）を準拠するという認識でよい。また、その旨、明記することは可能か。</p>	<p>貴社電力契約標準約款（特別高圧）（平成28年4月1日実施）を準拠するという認識で結構です。また、貴社と契約を締結する場合には、その旨を明記することは可能です。</p>
--	--

【担当】

札幌市経済観光局中央卸売市場管理課事務係 及川

TEL011-611-3111

○札幌市契約規則

平成4年3月24日規則第9号

札幌市契約規則

(契約保証金の納付の免除)

**第25条** 前条の規定にかかわらず、市長は、次に掲げる場合においては、契約保証金の全部又は一部の納付を免除することができる。

- (1) 契約者が保険会社との間に本市を被保険者とする履行保証保険契約を締結し、その保険証書を提出したとき。
- (2) 契約者から委託を受けた保険会社と工事履行保証契約を締結したとき。
- (3) 競争入札の参加資格を有する者と契約を締結する場合において、その者が過去2年間に本市その他の官公庁と種類及び規模をほぼ同じくする契約を数回以上にわたって締結し、これらをすべて誠実に履行し、かつ、契約を履行しないこととなるおそれがないと認められるとき。
- (4) 法令に基づき延納が認められる場合において確実な担保が提供されたとき。
- (5) 隨意契約を締結する場合において、契約金額が50万円未満であり、かつ、契約者が契約を履行しないこととなるおそれがないと認められるとき。
- (6) 物品を売り払う契約を締結する場合において売払代金が即納されるとき。
- (7) 前各号に定めるもののほか、契約者が契約を履行しないこととなるおそれないと市長が認めるとき。